

日本振興銀行の破綻処理にかかる資金援助および 第二日本承継銀行に対する出資の決定について

平成23年9月27日
預金保険機構

預金保険機構は、本日、運営委員会を開催し、本年4月25日に実行した日本振興銀行にかかる資金援助および第二日本承継銀行への出資に関し、以下のとおり決定しました。

1. 精査に基づく資金援助額の増減

本年4月25日に実行した第二日本承継銀行による日本振興銀行の事業の一部譲受けにかかる資金援助について、実施後に計数を精査した結果、付保預金の払戻しや貸出の回収等が進んだことにより資産・負債額が変動したことから、これを調整するため次のとおり資金援助金額の増・減額を行う。

- (1) 第二日本承継銀行に対する資金援助(金銭の贈与)の減額
▲581億円(減額後の金銭贈与額 460億円)
- (2) 日本振興銀行に対する資金援助(金銭の贈与)の増額
95億円(増額後の金銭贈与額 751億円)

2. 日本振興銀行に対する追加的資金援助(金銭の贈与)上限額の設定

日本振興銀行に対して届けられた再生債権等のうちの未確定債権が全額負債として確定した場合の弁済に備え、衡平資金援助の増額の上限額231億円を設定する。

(注) なお、預金保険機構に新たな負担を生じさせるものではないが、今後、整理回収機構が日本振興銀行から買い取った債権から仮に回収益が生じた場合には、これが預金保険機構を通して追加的資金援助(金銭の贈与)の形で日本振興銀行に交付され、最終的に日本振興銀行から再生債権者に対して還元(弁済)されることが可能となるよう、追加的資金援助の枠(上限額)を設定。

3. 第二日本承継銀行に対する出資

第二日本承継銀行は、本年4月25日に日本振興銀行から譲渡された資産について平成23年9月期中間決算のために自己査定を行った結果、貸倒引当金の増加により純資産額が減少する見込みとなり、一定の財務の健全性を維持し自己資本比率規制に対応するため、預金保険機構が同行に出資を行う。

- | | | |
|-----|------------|----------------|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 普通株式 176,000株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 1株につき 金50,000円 |
| (3) | 払込金額の総額 | 88億円 |
| (4) | 募集株式の払込期日 | 平成23年9月28日 |

以上